

子育てに優しい社会の実現に向けた 指定都市市長会提言



平成 29 年 12 月

指定都市市長会

目 次

提言の趣旨	1 頁
1 保育サービスの受け皿整備と質の確保	2 頁
2 保育所、認定こども園などの保育を担う人材の安定的な確保	4 頁
3 放課後児童の居場所整備	6 頁
4 子育て中の親を支える行政や地域の取組の充実	8 頁

提言の趣旨

子どもを産み育てたい人々が、子育てに生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てられる環境を構築することは、少子化や価値観の多様化が進む現代においても普遍的な課題といえます。

一方、近年、女性就業率の上昇などによる保育ニーズの急速な高まりから、施設や事業の整備が追いつかず、必要とする人が希望する保育サービスを受けられないなど、子育てに関する様々な社会問題が発生しています。また、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の総合的推進等を目的として2015年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されていますが、制度の更なる充実が課題となっています。

こういった状況の中、2016年6月に国が示した「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化の打破に向けて「希望出生率1.8」の達成を目指に掲げ、子育ての環境整備を推進しています。

2017年6月策定の「子育て安心プラン」及び12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいては、待機児童の解消や、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援に係る政策の更なる充実を図ることが示されました。

指定都市においても、保育の受け皿整備や質の確保、放課後児童対策や子育て支援策の充実など、様々な取組を積極的に行っているものの、いまだ多くの課題を抱えています。

指定都市市長会では、2017年4月に「子育てに優しい社会実現プロジェクト」を設置し、指定都市における現状と取組、課題を踏まえ、特に喫緊の課題となっている4つのテーマについて、必要となる政策を議論してきました。

指定都市は、深刻な待機児童問題や保育人材の不足など、都市部特有の課題を抱える一方で、圏域の中核都市として高い潜在力を有しており、子育てに関する環境整備が進むことで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け地方をけん引するとともに、経済活性化や合計特殊出生率の上昇など、我が国の持続可能な社会の構築へ大きな役割を果たすことができるものと考えます。

これらを踏まえ、各都市における子育て支援の充実に向けた取組の更なる充実・加速化のため、国において取り組むべき政策について、次のとおり提言します。

1 保育サービスの受け皿整備と質の確保

保育に関する待機児童問題は、多くの指定都市において喫緊の課題であり、その解消に向け施設整備をはじめとした様々な取組を実施している。

国の「子育て安心プラン」では、2020年度末までの待機児童解消に向け取組を行うこととしているが、幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズが増加する可能性があることなどを踏まえ、取組の更なる加速化が求められる。

また、保育サービスの量の拡大とあわせて、保育の質の確保も同時に進めなければならない重要な課題である。人格形成の基礎を築く重要な期間である乳幼児期に、質の高い保育や教育の提供を担保するための取組を一層充実させる必要がある。

これらのことから、以下のとおり政策を提言する。

(1) 保育サービスの受け皿整備に係る財政支援と制度の見直し

待機児童の解消に向けた施設整備を今後更に加速するため、「保育所等整備交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を2018年度以降も継続すること。

また、昨今の建設コストの高騰などにより、補助基準額と実事業費の間に乖離が生じていることを踏まえ、実際の整備費に応じた補助基準額となるような補助制度への見直しを図るとともに、事前協議から内示までの期間短縮や事務手続きの簡略化により利用しやすい運用を図るなど、各都市においてより迅速・円滑な施設整備が可能となるような制度へ見直すこと。

このほか、都市部における用地確保の困難さや保育の質の確保等の観点から、既存幼稚園の認定こども園移行は指定都市において特に重要な施策である。

この取組を加速させるため、国において関係団体を通じて幼稚園に対し認定こども園への移行をより強力に働きかけるとともに、施設整備に係る補助金の引き上げや認定こども園の運営に係る公定価格の加算など、幼稚園からの移行促進につながるよう制度を見直すこと。

(2) 質の確保に向けた自治体の取組に対する支援

待機児童解消に向け施設が増えることに伴い、指導監査業務の負担は増大している。このような中、今後実効性のある監査を行うためには、指導監査体制をこれま

で以上に強化する必要があることから、人員増に係る経費の一部などを支援する財政措置を講ずること。

また、アレルギー対応増加に伴う調理員の負担増などの運営環境の変化を踏まえながら、各施設において保育の質を確保できるよう、人員の配置基準などについて継続的に見直しを図ること。

2018年度から適用される新たな保育所保育指針等や、処遇改善における研修履修の要件化なども踏まえると、今後各自治体や各施設運営事業者が行う研修の充実など、人材育成を強化する必要がある。このことから、研修の開催費用に対する財政支援の拡充や先進的な保育・教育の取組事例の収集と展開など、保育従事者等の資質向上の推進に向けた更なる支援策を講ずること。

さらに、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上の実現に必要な1兆円超程度の財源については恒久的確保策を講じ、1歳児の職員配置改善や、研修代替職員配置日数の拡充をはじめとする質の向上に関する未実施のメニューを早急に実施すること。

2 保育所、認定こども園などの保育を担う人材の安定的な確保

現在、保育サービスの質・量を充実させる上で、人材の確保が極めて大きな課題となっている。保育士の有効求人倍率は、全国平均 2.76 倍（2017 年 1 月時点）であり、全業種平均 1.51 倍を大幅に上回っている。この傾向は都市部においてより顕著であり、保育施設の増加などに伴い、有効求人倍率は、なお上昇傾向にある。

国においても、「子育て安心プラン」の中で保育人材の確保に取り組むこととしているが、今後も更なる施設整備が見込まれる現状などに鑑みると、人材確保に向けてより踏み込んだ取組が必要であることから、以下のとおり政策を提言する。

(1) 保育士等の更なる待遇改善

保育人材を確保するためには、新規資格取得者の拡大や潜在保育士の掘り起こしなどが必要になるが、これらの人材を確保するためには、労働環境の改善や就業継続しやすい環境の整備など様々な観点からの対策が求められる。

特に、保育士の賃金は全産業平均と比較するといまだ低い水準にあるが、保育現場で働く人の誇りとモチベーションを高め、質の高い保育を提供するためにも、その職務の内容と責任に応じた賃金となるよう、更なる改善策を講じること。

さらに、保育士の平均勤続年数が他の職種と比較して短いことなどを考慮し、若い世代の職場定着化に資する待遇改善策を検討すること。

(2) 人材確保に向けた自治体の取組に対する財政支援

2018 年度以降も施設整備が必要な状況を考えると、各都市においては、引き続き人材確保の取組を継続していく必要があることから、現在実施している人材確保に資する各補助事業を 2018 年度以降も継続実施すること。

また、保育施設運営事業者が行う人材確保の取組や、ハローワーク、保育士養成校等の関係機関と連携した取組に対する財政支援など、各都市の地域の実情に応じた人材確保に資する取組を支援する補助メニューを新設・拡充すること。

(3) 保育教諭の安定確保に向けた仕組みの構築

幼稚園から認定こども園への移行を促進するに当たり、保育教諭の養成は特に重要な課題である。

保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有が必要な幼保連携型認定こども園の保育

教諭について、就業しながら未所有の資格を取得することは、職員、事業所双方にとって経済的・時間的な負担が大きい。

については、受講料補助や講習受講に係る代替要員の確保に向けた財政支援の拡充など、資格併有に資する支援の充実を図ること。

養成校修了時に、より多くの者が保育士資格と幼稚園教諭免許状を併有できるよう、保育士、幼稚園教諭の両養成課程の改定に当たっては、資格の併有を考慮するとともに、一方の資格しか取得できない養成校に対して、両資格を取得できるようなカリキュラムの構築を国から働きかけすること。

将来的には、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両資格を一体化し、高度な専門性を有する資格と位置付け、相応の待遇とすることで、資格取得を目指す人が増えることにつながり、質の高い幼児期の教育・保育を提供できる人材の養成が可能になると考えられる。

については、自治体、施設運営者、現場従事者など関係者から意見聴取を行いながら、資格制度のあり方について早急に検討を進めること。

3 放課後児童の居場所整備

各自治体は、地域の実情を踏まえながら、放課後児童クラブを設置しているが、利用ニーズの急激な増加に対応しきれず、全国的に待機児童が年々増加しており、国も支援策を講じているものの、特に需要の多い都市部において整備を更に加速させるための施策が必要である。

また、国は「放課後子ども総合プラン」の中で、放課後児童クラブと放課後子供教室事業の一体的な又は連携した実施を推進しているが、人材や場所の確保等に課題があることから、今後更なる事業の拡大や取組の充実を図るための促進策が必要である。

これらのことから、以下のとおり政策を提言する。

(1) 放課後児童クラブの整備及び人材確保に係る財政支援の拡充

放課後児童クラブの施設整備を促進するため、子ども・子育て支援整備交付金の補助率嵩上げ措置を 2018 年度以降も継続するとともに、建設コストの高騰等により、補助基準額と実事業費に乖離があることから、実際の整備費に応じた補助基準額となるような制度へ見直すこと。

また、交付金等の補助制度について、早期に申請スケジュールを明示するとともに、事前協議から内示までの期間短縮を図るなど、より利用しやすい仕組みへ見直しを図ること。

さらに、少子化による児童数の減少等を考慮すると、既存施設の有効活用が重要であるため、小学校の余裕教室等の改修や備品購入に対しても、子ども・子育て支援整備交付金と同等の補助率嵩上げを実施すること。

このほか、各都市において放課後児童クラブの運営に必要な人材確保が課題となっていることを踏まえ、放課後児童支援員の人事費を含む運営費補助基準額の更なる引き上げ、民間事業者の参入を促すための運営に対する補助の拡充、就職説明会等の人材確保に資する各都市の取組への財政支援など、各都市の抱える実情や課題に対応した補助メニューの拡充を図ること。

(2) 放課後子ども総合プランの推進に向けた自治体の取組への支援

現在、放課後児童クラブへの専任配置が義務付けられている放課後児童支援員は、児童の遊びを指導する資格又は放課後子供教室を含む遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験を有している者であり、放課後子供教室事業を運営するために必要な技能や知識を備えていると考えられることから、当該支援員を有効に活用することで、両事業の一体的な実施の更なる促進が期待できる。

については、両事業の一体的な実施に当たり、参加する児童の安全が担保される状況に限り、当該支援員が放課後子供教室事業にも積極的・主体的に関わることができるように、その役割を見直すこと。

また、人材募集に係る広報事業など、人材確保のための取組に対する財政支援の仕組みを設けること。

このほか、小学校内に放課後子供教室の活動スペースを設ける場合、その整備を支援する仕組みを創設すること。

(3) 子どもの貧困対策に資する放課後の居場所整備の促進

子どもの貧困問題に対しては、放課後児童クラブにおいても様々な支援が必要になる。すでに多くの自治体において、低所得世帯に対する利用料の減免措置など独自の支援策を設けているところだが、より安定的に支援がなされるよう、利用者負担の基本的な考え方を明確にするとともに、低所得世帯や多子世帯、ひとり親世帯等に配慮した利用者負担軽減制度を創設すること。

また、配慮が必要な児童を含む全ての児童に対する学習支援や体験学習を充実させることは、貧困対策にもつながることが考えられるため、場所及び人員の確保に係る経費補助や必要な機材等の購入補助など、放課後子供教室事業の質的向上につながる取組に対する支援の充実を図ること。

4 子育て中の親を支える行政や地域の取組の充実

近年、少子化や核家族化により、子育て中の親が孤立し、不安や悩み、ストレスを感じ負担感を強める傾向がある。このような世帯に対し行政や地域活動による適切な支援がなされるなど、子育てを地域全体で応援する風土が形成されることで、安心して子育てができる環境の構築につながる。

また、子育てに伴う経済的負担から希望する子どもの数が実現できないとの声も多い。親が希望する数の子どもを産み育てることができる社会を構築することが、合計特殊出生率を引き上げ少子化の克服にもつながることから、経済的負担の軽減策を今後一層進める必要がある。

これらのことから、以下のとおり政策を提言する。

(1) 地域の子育て支援活動促進に向けた財政支援

子育て世帯を含む地域住民間のつながりを強めることは、子育て中の親の孤立化を解消する有効な手立てであることから、国において取り組む「地域共生社会」の実現に向けた施策をより強力に推し進め、地域活動の活性化や人材育成を行う拠点の整備など、各都市が行う地域のつながり強化に資する環境整備を後押しすること。

また、町内会等の地縁団体が地域子育て支援拠点事業と同種の事業を国の補助基準に満たない範囲で実施している地域は数多くあり、自治体独自の支援を行っている実例もある。このような活動は、地域ぐるみで子育てを応援する社会意識の醸成にもつながることから、今後更なる活動の促進を図るため、地域子育て支援拠点事業（一般型）の実施要件を緩和し、町内会等の地縁団体が行う同種の事業をより幅広く補助対象とするよう、基準の見直しを図ること。

(2) 幼児教育・保育無償化の着実な実現

子育て世帯に対する経済的負担の軽減策として、国において検討している幼児教育・保育の無償化については、少子化の克服や子どもの健全な育成環境の全国的な構築に向け、着実に実現するとともに、地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう、必要な財政措置を講じること。

また、今後の具体的な制度設計に当たっては、自治体の意見を聴取しそれを反映するとともに、十分な準備期間を設けること。

(3) 社会全体で子育てを応援する意識の醸成

子どもの健やかな成長を応援するとともに、子育て中の親を社会全体で支える意識の定着に向け、国において、様々な広報機会を活用するとともに、労働政策や社会保障政策等の各種政策を通じ、多面的かつ継続的に意識の醸成を図ること。